

議案第 77 号

町税条例中一部改正の件

町税条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和 2 年 9 月 24 日提出

芽室町長 手 島 旭

町税条例の一部を改正する条例

町税条例（昭和31年条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第17項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

説 明

地方税法等の一部改正に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

町税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>附 則</p> <p>(読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 一略一 2～16 一略一 17 <u>法附則第64条</u>に規定する条例で定める割合は0とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</p> <p>第23条 一略一</p> <p>(<u>新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例</u>)</p> <p>第24条 <u>所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和</u></p>	<p>附 則</p> <p>(読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 一略一 2～16 一略一 17 <u>法附則第62条</u>に規定する条例で定める割合は0とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</p> <p>第23条 一略一</p>

改正案	現 行
<p><u>2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。</u></p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</u></p> <p><u>第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和3年1月1日から施行する。</u></p>	

町 税 条 例 改 正 案 の 概 要

税目 個人町民税

改 正 項 目	関 係 条 項	改 正 の 内 容	適 用 年 月 日	摘 要
1 新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金控除の特例	法附則第60条 条例附則第24条	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症等の影響により、文化芸術・スポーツに係るイベント等を中止等した主催者に対し、入場料等の払戻請求権を放棄した場合に寄附金を支出したものとみなし、寄附金控除の対象とする。 	令和3年1月1日	
2 新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例	法附則第61条 条例附則第25条	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症等の影響により、新築住宅等への入居が遅れた場合についても住宅ローン控除が受けられるように、現行の住宅ローン控除を1年間延長する特例を設ける。 	令和3年1月1日	